

生徒などに感染などが発生した場合において、
登校可否の判断基準

南風原高等支援学校
令和2年10月16日

感染レベルに応じた判断基準となっています。

10月16日現在、南風原高等支援学校の地域感染レベルは『レベル2 **2**』です。

1. 生徒が感染

→ **出席停止**（治癒するまで）

2. 生徒が濃厚接触者の場合

→ **出席停止**（自宅待機、保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に接触した翌日から2週間が基本））

3. 同居家族が濃厚接触者の場合

→ 生徒本人は登校可能（ただし、感染している可能性が高いなど、保護者からの申し出がある場合は**出席停止**。）

4. 生徒に発熱等の風邪症状がある場合

→ **出席停止** → 症状が快癒 → 登校

5. 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がある場合

→ 感染レベル2, 3の地域 → **出席停止** → 家族の症状が快癒 → 登校

→ 感染レベルが1の地域 → 登校

※留意事項(家庭への周知)

(1)同居家族に感染の可能性がある場合など、幼児児童生徒が濃厚接触者の可能性が高い場合は、登校を控え、保健所の指示があるまで自宅などで待機してください。

(2)健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状などがある場合は登校しないでください。

発熱等の風邪症状とは、発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状。

ただし、鼻炎などの基礎疾患の症状である場合を除く。

下記の場合は、速やかに学校にお知らせください。

- ① 生徒が、新型コロナウイルス感染症患者（感染者）と診断された場合
- ② 感染が疑われ保健所または医師などが検査を指示された場合
- ③ 濃厚接触者に特定された（同居の家族が感染した等）場合